

2021年度 多摩美術大学 私費外国人留学生授業料減免制度募集要項

1. 授業料減免とは

経済的理由により学業の継続が困難な学生に対し、年間授業料の20%を上限として減免する制度。

2. 減免額・期間・人数

減免額	年間授業料の20%を上限として減免
減免期間	申請年度のみ（1年間）
人数	定員なし（予算に上限あり）

3. 応募資格

以下の基準をすべて満たしている者とする。

①私費外国人留学生（在留資格が「留学」）で、経済的に修学困難な者。

※在留資格「留学」を8月10日(火)までに取得見込みの者も含む。

※他に本学が実施している減免適用者は対象外

②私費外国人留学生オリエンテーション資料に掲載されている「外国人留学生登録シート」を提出した者。

※提出していない学生は、以下 URL より【資料 1-1】【資料 1-2】を印刷し、必要事項を記入したうえで減免書類とともに提出すること。

<https://drive.google.com/file/d/1eaLU03CddDJy1ejV9rCXzZpTslJ1t20U/view>

③一人暮らしにおける1ヶ月の家賃（管理費・共益費は除く）負担額が、八王子キャンパス通学者は62,000円以下、上野毛キャンパス通学者は72,000円以下の者。

なお、同居人がある場合は、同居人1名につき家賃負担額の上限を2万円引き上げる。

※例えば八王子キャンパス通学者において2人で同居の場合は、契約書に記載されている家賃が62,000円+20,000円=82,000円以下であれば申請可能。

※家賃負担額は、提出書類の「賃貸契約書」で確認する。

※実質の家賃負担額が基準以下であっても、賃貸契約書に記載されている家賃が基準を超えている場合は申請不可。

※知り合いの家に同居や持ち家など、家賃が発生していない場合は減免の対象とならない。

④1ヶ月の仕送り額（学費相当分は除く・家賃分含む）が120,000円以下である者。

⑤在日扶養者がいる場合は、在日扶養者の前年の収入金額が以下の基準を満たす者

◆給与所得者： 675万円以下 【(非)課税証明書における、給与収入金額】

◆給与所得者以外：285万円以下 【(非)課税証明書における、所得金額】

⑥申請回数制限を超えない者（申請回数は、在籍年次に一度限り）

※転学部/学科/コースにより学籍番号が変わった者は、新たな所属先在籍年次より申請可能。

⑦前年度在学者である場合は、前年度の学内成績平均点(GPA)が2.3以上の者

※2021年度新生(3年次編入学生も含む)については⑦の基準を満たしていなくても申請可能。

※前年度休学者(半期休学者も含む)については、休学前の年度の成績を用いて算出する。

※再入学者については、前学籍における最終年度の成績を用いて算出する。

▼参考：成績平均点(GPA)算出方法 (S・A=3点、B=2点、C=1点、D=0点)

$$\frac{S+Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1 + Dの未修単位数 \times 0}{前年度総登録単位数}$$

前年度総登録単位数

※進級要件に関係しない科目(教職科目・学芸員科目)は除く。

4. 減免対象外

- ・「3. 応募資格」を満たしていない者
 - ・博士後期課程学生
 - ・非正規生(研究生、科目等履修生)
 - ・当該年度休学者
 - ・日本政府(文部科学省)奨学金留学生[国費外国人留学生]、外国政府の経費負担により日本に派遣される外国人留学生
- ※「外国政府」とは、当該国の各省庁及びその業務を担う公的機関を含み、「経費」とは日本留学にかかる生活費、学費、渡航費をいいます。

5. 減免が取消となる場合

- ・年度途中で休学した者
- ・学費延納の許可を受けたが、2021年8月10日までに学費を納入できない場合
- ・在籍確認の状況が著しく不良であると判断された場合
- ・年度途中で在留資格に変更があった場合および在留期限切れになった場合
- ・転学および退学したとき
- ・懲戒処分を受け、減免の適用を停止する必要があると認められる場合
- ・授業料減免の給付を辞退しようとするとき
- ・提出書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき
- ・その他、受給者としての資格を失ったとき

6. 出願方法

以下(1)(2)を出願期間内に完了させること。

(1) 以下の減免申請サイトから申請データ入力 ※複数回入力した場合は、最後に入力したデータが有効
https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSebIPXBgztRG-lkgUal93QGuytmX28l2l956lHqz4AiVK6XA/viewform?usp=sf_link

(2) 以下の書類を提出

【全員】

- ・賃貸契約書のコピー [①住所、②契約者、③家賃、④契約期間、⑤同居者] がわかるページ
→①～⑤については、マーカーを引いて提出すること。
- 右上に「学籍番号」「名前」を書くこと。
- 「契約期間が切れている契約書」「在留カードに記載されている住所と異なる契約書」は受け付けない。

【在日扶養者がいる場合のみ】

- ・在日扶養者の（非）課税証明書（2020年1月1日～12月31日の収入内容がわかる証明書）

7. スケジュール

出願期間：2021年5月7日（金）9:00 ～ 5月18日（火）17:30

※書類受付時間は月～土の9:00～17:30

※(1)データ入力および(2)賃貸契約書の提出を完了すること。

※在日扶養者の（非）課税証明書については、6月1日（火）以降に市役所等で入手し、6月9日（水）までに提出すること。（1通300円程度かかります）

書類提出先：八王子キャンパス国際交流センター または 上野毛キャンパス美術学部事務室に**持参**

※日本へ入国できない学生については、email添付にて画像送信も可。

受付完了連絡：応募資格基準を満たした学生に対して、7月10日までにCampusSquareにて応募受付連絡をいたします。（案内が届かない学生は至急国際交流センターまでお問合せください。）

申請結果：9月上旬に連絡予定。

減免時期：後期の学費を支払う際に減免されます。（全額納入済みの場合は差額を返金します）

※前期分のみ学費を納入した学生については、9月に減免の結果が出たのちに、後期分の学費を納入してください。

8. 新型コロナウイルスの影響で日本へ入国できない方へ

出願期間内に以下の書類を提出できない場合であっても、8月10日までに提出見込者として申請を受け付けます。必ず国際交流センターへ事前に連絡したうえで減免申請をしてください。

- ①在留資格「留学」が取得できず、有効な在留カードのコピーが提出できない
- ②アパート等が借りられず賃貸借契約書のコピーの提出ができない

9. 注意事項

- ・新型コロナウイルスの影響により、出願方法やスケジュール等が変更になる可能性があります。その場合は、CampusSquare上でお知らせいたします。
- ・応募基準を満たしていても減免が必ず受けられるわけではありません。

10. 問い合わせ先

〒192-0394

東京都八王子市鍵水 2-1723

多摩美術大学 国際交流センター

Tel: 042-679-5605

Fax: 042-676-2935

Email: intl-ex@tamabi.ac.jp